

全 建 事 発 第 31 号
平成 28 年 5 月 23 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

**建設業法等の一部を改正する法律等の施行に伴う
諸規定等の改正について**

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきましては、平成 28 年 6 月 1 日（一部、平成 28 年 11 月 1 日）からの施行となりますが、改正される諸規定等に関する注意事項等について、このたび国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長より本会に対し、下記のとおり通知がありました。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員企業に対するご周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（添付文書）

1. 「建設業法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（国土建第 95 号）
2. 「建設業許可基準における経營業務管理責任者要件の改正について（通知）」（国土建第 98 号）
3. 「『建設業許可事務ガイドラインについて』の一部改正について」（国土建第 101 号）
4. 「『国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について』の一部改正について（国土建第 104 号）
5. 「『経營業項審査の事務取扱いについて（通知）』の一部改正について」（国土建第 106 号）

（担当）事業部事業企画課 川上
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp